

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る審査基準の参照目次

第1	カジノ事業の免許等	1
1	法第39条の規定によるカジノ事業の免許	1
(1)	「申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第1号)	1
(2)	「申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第2号)	1
(3)	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第3号)	1
(4)	「申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。))及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第4号)	2
(5)	「当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。」(法第41条第1項第5号)	2
(6)	「申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。」(法第41条第1項第6号)	2
(7)	「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」(法第41条第1項第7号)	3
(8)	「定款及び第53条第1項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。」(法第41条第1項第11号)	3

(9) 「第54条第1項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、 カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。」 (法第41条第1項第12号)	9
(10) 「第55条第1項の依存防止規程が、法令に適合し、かつ、カジ ノ行為に対する依存を防止するために十分なものであること。」(法 第41条第1項第13号)	11
(11) 「第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、か つ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益 の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益 移転防止法」という。)第1条に規定する犯罪による収益の移転防止 をいう。)のために十分なものであること。」(法第41条第1項第1 4号)	18
(12) 「カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、当該カジ ノ行為区画内関連業務がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそ れがないものであること。」(法第41条第1項第15号)	24
2 法第43条第2項の規定によるカジノ事業の免許の更新	24
3 法第45条第1項の規定によるカジノ事業者の合併の承認	24
4 法第46条第1項の規定によるカジノ事業者の分割の承認	24
5 法第47条第1項の規定によるカジノ事業の譲渡の承認	24
6 法第48条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認	24
7 法第52条第1項の規定によるカジノ事業者の定款の変更の認可	25
8 法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定による カジノ事業者の業務方法書の変更の認可	25
9 法第54条第2項において準用する法第52条第1項の規定による カジノ施設利用約款の変更の認可	25
10 法第55条第2項において準用する法第52条第1項の規定によ る依存防止規程の変更の認可	25
11 法第56条第2項において準用する法第52条第1項の規定によ る犯罪収益移転防止規程の変更の認可	25
12 法第67条第1項の規定によるカジノ行為粗収益の集計に関する 業務の手順及び体制の承認	25
13 法第91条第1項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の承認	25
14 法第91条第6項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の種別 等の変更の承認	25
15 法第95条第1項の規定による契約の認可	25
16 法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可	26

17	法第114条の規定による特定カジノ業務に従事する者の確認	27
18	法第117条第2項の規定による確認特定カジノ業務従事者の確認の更新	28
19	法第118条第1項の規定による確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認	28
第2	カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等	29
1	法第58条第1項の規定による認可	29
2	法第58条第4項ただし書の規定によるカジノ事業者の特定保有者の認可	30
3	法第61条第1項の規定によるカジノ事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認	30
第3	カジノ施設供用事業の免許等	30
1	法第124条の規定によるカジノ施設供用事業の免許	30
2	法第127条第2項の規定によるカジノ施設供用事業の免許の更新	30
3	法第129条第1項の規定による同項各号に掲げる事項の変更の承認	30
4	法第130条において準用する法第45条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の合併の承認	30
5	法第130条において準用する法第46条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の分割の承認	31
6	法第130条において準用する法第47条第1項の規定によるカジノ施設供用事業の譲渡の承認	31
7	法第130条において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の定款の変更の認可	31
8	法第130条において準用する法第53条第2項において準用する法第52条第1項の規定によるカジノ施設供用事業者の業務方法書の変更の認可	31
9	法第133条第2項の規定による契約の認可	31
10	法第133条第4項において準用する法第100条第1項の規定による再委託契約に係る許諾の認可	31
11	法第134条第1項の規定による特定カジノ施設供用業務に従事する者の確認	31
12	法第134条第2項において準用する法第117条第2項の規定による確認特定カジノ施設供用業務従事者の確認の更新	32

13	法第134条第2項において準用する法第118条第1項の規定 による確認特定カジノ施設供用業務従事者の従事する特定カジノ施 設供用業務の種別の変更の承認	32
第4	カジノ施設供用事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等	32
1	法第131条において準用する法第58条第1項の規定による認可	32
2	法第131条において準用する法第58条第4項ただし書の規定に よるカジノ施設供用事業者の特定保有者の認可	32
3	法第131条において準用する法第61条第1項の規定によるカジ ノ施設供用事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認	32
第5	施設土地権利者の認可等	33
1	法第136条第1項の規定による施設土地権利者の認可	33
2	法第136条第5項ただし書の規定による特定施設土地権利者の認 可	33
3	法第141条において準用する法第61条第1項の規定による認可 施設土地権利者の役員の変更の承認	33